

隠岐の島町 お知らせ便

第107号(2011年3月31日発行)
毎月第1・第3木曜日発行
発行：隠岐の島町総務課広報広聴係



お知らせ

光ファイバー加入申込み受け付けについて

隠岐の島町では、光ファイバー接続工事の平成23年度申込受付を5月以降に開始する予定としています。

詳しい内容につきましては、後日あらためまして広報誌等を通じお知らせいたしますのでご了承下さい。

隠岐の島町では、離島における情報格差を解消するため、平成22年度において町内全域に次世代光ファイバーを整備いたしました。

現在、隠岐の島町が実施する工事は完了していますが、諸事情により平成22年度に加入申し込みいただいた方々への宅内接続工事が全て完了していない状況です。

このため、宅内工事を行うNTT西日本は、当面平成22年度に加入申し込みいただいた方々の宅内接続工事を優先的に実施する予定としています。

このような状況を踏まえ、町では平成23年度の申込受け付け開始時期を5月以降に延期させていただくことといたしました。

新規に加入申込を希望されている皆様には大変ご迷惑をおかけしますがご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ

役場総務課広報広聴係
電話 2・8572



お知らせ

全国瞬時警報システム(J-ALERT)(ジェイアラート)運用開始について

全国瞬時警報システム(J-ALERT)が平成23年4月1日より隠岐の島町で運用が開始されます。

全国瞬時警報システム(J-ALERT)とは

津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて情報を送信し、町の防災行政無線を自動起動させ、屋外放送、各家庭の個別受信機を通して国から住民まで緊急情報を直接そして瞬時に伝達するシステムです。

有事情報に関する情報	弾道ミサイル情報 航空攻撃情報 大規模テロ情報 ゲリラ 特殊部隊攻撃情報
自然災害に関する情報	大津波警報 津波警報 緊急地震速報

伝達される情報(放送例)

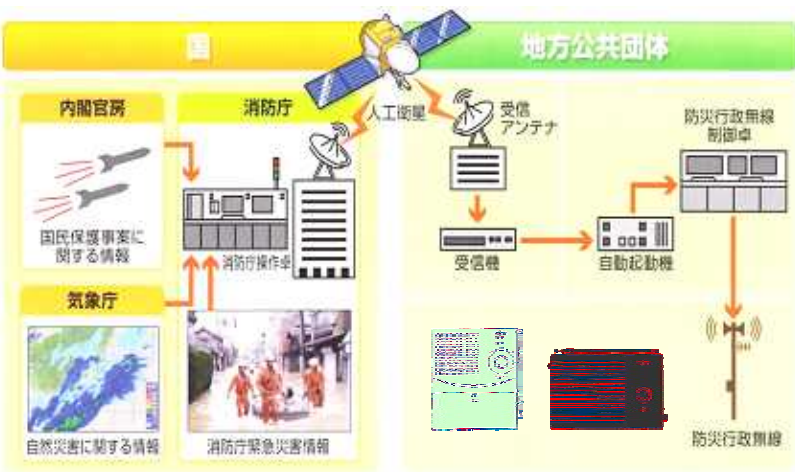
弾道ミサイル情報 ミサイル発射情報。ミサイル発射情報。当地域に着弾する可能性があります。屋内に避難し、テレビ、ラジオをつけて下さい。

大津波警報 大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に

避難して下さい。

緊急地震速報 緊急地震速報。大地震です。大地震です。

警報が出たら テレビやラジオをつけて下さい。地震の場合は、周囲の状況に応じて、あわてず、まず身の安全を確保して下さい。指示に従い、屋内への避難近隣の避難所施設等への避難をして下さい。避難先、避難方法、携行品や戸締まりの確認をして下さい。



お問い合わせ 役場総務課 消防防災係 電話 2 2111

お知らせ
在宅当番医制事業
について

隠岐広域連合では島後医師会に委託して在宅当番医制事業に取り組んでいます

在宅当番医制事業とは

初期救急医療を確保するため、当番医院を決めて休日（日曜・祝日・年末年始）に救急患者に対応する事業です。

軽い症状の患者を診察するための事業ですので、入院や手術を必要とするような重い症状でないと思われる場合は、当番医に受診しましょう。

取組状況

4つの医院（高梨医院・半田内科クリニック・宇野内科医院・堤内科医院）が、当番を決めて休日の救急患者に対応しています。

4月の当番医院当番表

当番日	当番医院	連絡先
4月3日 (日)	高梨医院	2・00049
4月10日 (日)	堤内科医院	2・13327
4月17日 (日)	半田内科 クリニック	2・6280
4月24日 (日)	宇野内科 医院	2・2572
4月29日 (日)	堤内科医院	2・13327

休日とは、日曜日・国民の祝日・振替休日・年末年始の日の午前7時から午後7時までの時間をいいます。

受診の際は、事前に当番医院に連絡してから受診しましょう。

かかりつけ医のおられる方は、かかりつけ医に受診しましょう。

お問い合わせ 隠岐広域連合総務課 電話6・9150

お知らせ
平成23年度後期高齢者医療保険料の納付について

平成23年度後期高齢者医療保険料については下記の表のとおり納付となりますのでご確認ください。

普通徴収（特別徴収ができない方）
7月の本算定で決定した年間保険料額を9で割り、7月から翌年3月まで毎月納付書又は口座振替にて納付していただきます。

普通徴収から特別徴収（平成23年度本算定までに後期高齢者医療保険に加入し、特別徴収ができる方）
7月の本算定で決定した年間保険料額を6で割り、7月から9月までは納付書又は口座振替で納付していただき、10月以降は年金引き去りによって納付していただきます。

特別徴収
4月、6月、8月は、平成23年2

月に年金引き去りをした保険料を仮に徴収します。10月以降は7月の本算定で決定した後に、「決定通知書」にてお知らせします。

なお、6月、8月の保険料が4月の保険料と異なっている場合は、平成22年度年間保険料の半額を納付するように計算されています。詳しくは4月初旬にお届けします。平成

平成23年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
普通徴収から特別徴収				1期	2期	3期	年金引去		年金引去		年金引去	
特別徴収	年金引去		年金引去		年金引去		年金引去		年金引去		年金引去	

23年度後期高齢者医療保険料仮徴収開始通知書」をご参照頂きますようお願いいたします。

お問い合わせ 役場町民課

電話2・28560

お知らせ
後期高齢者医療費の通知について

平成23年度から、希望される方には、医療機関等で診療を受けられた際の医療費の総額（窓口で支払われた額ではなく、10割分の金額）を記載して、年2回送付いたします。

ご希望の方は、役場町民課国保年金係、各支所、出張所窓口で「後期高齢者に係る医療費通知発行依頼書」をご記入のうえ申請してください。

お問い合わせ 役場町民課

電話2・28560

お知らせ
障害年金の加算金の範囲が拡大されます

平成23年4月から、「障害年金加算改善法」が施行されます。

障害年金では、障害年金を受けておられる方によって生計を維持されている配偶者やお子様がいる場合、加算金がつくことになっていますが、今回の法整備により加算金の範囲が拡大されます。

従来は:

障害年金を受ける権利が発生した時に、障害年金を受けられる方によって生計を維持されている配偶者やお子様がいる場合のみ対象。
平成23年4月1日からは:

障害年金を受ける権利が発生した後に、(結婚・出産等によって)生計を維持する配偶者やお子様を有することとなった場合も対象となります。

ただし、障害基礎年金ではお子様の加算のみ、障害厚生年金では1・2級を受給されている方のみが対象となります。(手続については、平成23年4月1日以降にお願いします。)

お問い合わせ ・松江年金事務所
お客様相談室 電話0852・2612800 ・役場町民課 国保年金係 電話2・8560

お知らせ

4・6月は狂犬病 予防注射月間です

狂犬病は人が発病すると、ほぼ100%死亡するといわれている恐ろしい病気で、世界中のほとんどの国で今も発生しており、年間5万人以上の方が亡くなっています。国内では半世紀近く発生がありませんが、平成18年に国外で感染し、帰国後に発症、死亡した事例があります。犬の飼い主は狂犬病予防法によ

り予防注射を毎年1回受けさせなければならぬこととなっています。飼い主の方は必ず年1回、予防注射を受けさせるよう
さい。

飼い犬には年1回の
予防注射を!



なお、町内各会場を巡回して実施する『集合注射』は5月に予定して
います。

また、狂犬病予防法では犬を取得した日から30日以内に犬の所在する市町村に登録をすることとなっています。詳しくは環境課までお問い合わせください。

犬と楽しく暮らすために、
鑑札などをつけましょう

犬の鑑札は犬の身分証明書のよ
うなもので、保護などされた時には
犬の所有者がすぐに分かるようにな
っていますので、必ず首輪等に付
けておいてください。

法律で義務付けられています

犬がいなくなったら

犬がいなくなったら場合、隠岐保健
所(29714)で保護している
ことがありますので、帰りを待たず
に早めに連絡してください。

マナーを守りましょう

犬と人とが快適に暮らせる町に
するために飼い主の方はマナーを
守るようになしてください。
・放し飼いは禁止されていますので
絶対にやめましょう。

・散歩の際のフンは必ず持ち帰りま
しょう。

・鳴き声や臭い等で近所の迷惑に
ならないようにしましょう。

お問い合わせ 役場環境課 生活
環境係 電話2・8565

募集

警察官募集について

鳥根県は、平成23年10月1日採
用予定の鳥根県警察官を募集しま
す。

受験資格 昭和52年4月2日か
ら平成元年4月1日までに生まれ

た男性で、4年生大学を卒業した人
又は、平成23年9月30日までに卒
業見込みの人

採用予定人員 男性警察官10名

第1次試験 5月8日(日)松
江・浜田市

申込み受付 3月14日(月)から、
県人事委員へ持参又は郵送の場合

は4月8日(金)まで、インターネッ
トの場合は4月1日(金)まで

お問い合わせ 隠岐の島警察署
総務係 電話2・0110

募集

東北地方太平洋沖地 震災支援金の受け 付けについて

平成23年3月11日午後発生した
日本最大の地震により、東北地方か
ら関東地方までの広範囲に大津波
を起こし、甚大な被害をもたらしま
した。被災地の早期復興を願うと
もに、この災害により被災された
方々の復興の一助とするため、隠岐
の島町では支援金を募集します。
皆様から寄せられた支援金は、日
本赤十字社及び被災地域の地方公
共団体等を通じて、被災された方々
に配分されます。

受付期間 平成23年4月15日
(金)まで 第二次も予定して
います。

受付時間 午前8時30分～午後
5時(中出張所は平日のみ)

受付場所 役場本庁、各支所、中
出張所、隠岐島文化会館

この支援金は、所得税法及び法人
税法に規定する「国又は地方公共
団体に対する寄附金」並びに地方
税法に規定する「都道府県府、市
町村又は特別区に対する寄附金」
に該当します。

領収書が必要な場合は、窓口へお
申し込みください。

お問い合わせ

役場総務課
電話2・2111



はつらつサロン参加者募集!

出かけるのがおっくうになった、近くに知り合いがいない、遠くまで歩けないので行くところがない等で、ついつい家に閉じこもりがちになっていませんか?

『閉じこもり』とは生活の行動範囲が狭くなっている状態をいい、活動意欲が低下するとともに徐々に心身両面の活動力低下となります。そしてその先には、『寝たきり』や『認知症』が待ち受けているのです…。町では、高齢者の皆さんにいつまでも元気で生き生きと地域で暮らして頂くために、圏域ごとに地域に密着した事業所をお願いし、サロンを継続することになりました。さあ皆さん、一緒に楽しく活動しませんか?

対象者

65歳以上で
介護認定を受けておられない方

実施期間

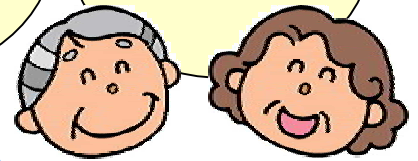
平成23年4月
~24年3月
まで

参加料

(1回あたり)
食事付: 800円
食事無: 300円

利用回数

月2回まで



西郷圏域

会場: 岬デイサービスセンター
事業所名: 社会福祉法人 博愛
開催日: 毎月第2・第4木曜日

都万圏域

会場: 老人福祉センター
事業所名: 隠岐の島町社会福祉協議会
開催日: 月3回

東郷圏域

会場: 岬デイサービスセンター
事業所名: 社会福祉法人 博愛
開催日: 毎月第3木曜日

五箇圏域

会場: 隠岐の島町福祉センター(北方)
事業所名: 社会福祉法人 ふれあい五箇
開催日: 月1~2回

中条圏域

会場: 社会福祉センター
事業所名: 隠岐の島町社会福祉協議会
開催日: 月2回

中村・布施圏域

会場: 中老人福祉センター
事業所名: 隠岐の島町社会福祉協議会
開催日: 月1~2回

磯圏域

会場: 岬デイサービスセンター
事業所名: 社会福祉法人 博愛
開催日: 毎月第2・第4木曜日



申込先: 隠岐の島町地域包括支援センター [役場内] 2 - 4500

申し込みは随時受け付けます!